

令和3年度 地域サポート施設新規認定施設の募集を開始します！

社会福祉法人による地域貢献活動の認定制度



兵庫県
HYOGO-CERTIFIED
COMMUNITY SUPPORT
FACILITY
地域サポート施設

兵庫県知事認定

認定施設には
認定証とステッ
カーを交付



兵庫県では多様な生活支援体制の構築に向けて、地域のニーズを踏まえ地域貢献活動を行う特別養護老人ホーム等に対する知事認定制度を平成30年10月に創設しました（令和2年4月時点・71施設を認定）。

地域に根ざし、住民の期待に応える施設として、積極的な地域貢献活動をよろしくお願ひします！

【認定対象施設】

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所

【事業項目】 次の項目のうち2項目以上の取組みを実施すること

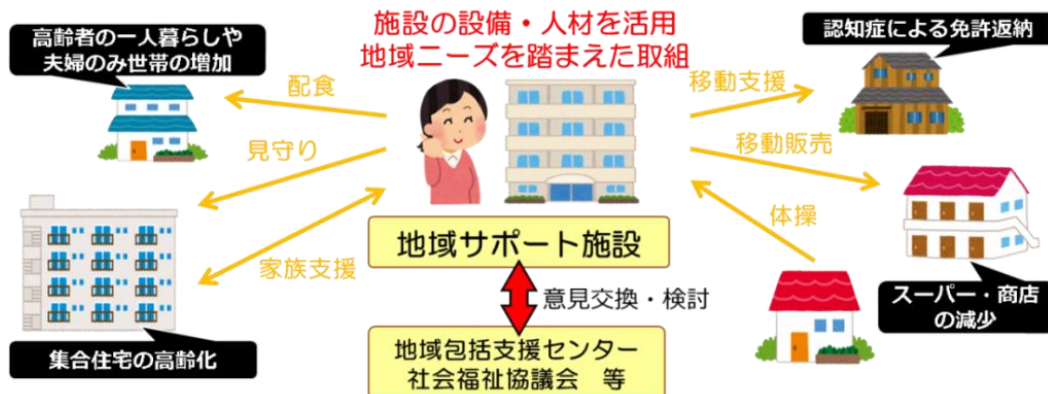
（社会福祉法第24条第2項に定める「地域における公益的な取組」に限る）

- 会食、配食、食材配達等の食生活の支援
- 高齢者の移動・外出の支援
- 高齢者の状況・ニーズに応じたきめ細やかな見守り
- 介護者への支援
- 介護予防等高齢者の健康を維持するための拠点の運営
- その他、地域ニーズに応じた地域住民等との連携・協働による取組

※併せて、地域ニーズに的確に応じた取組みとなるよう、毎年度、地域の関係者（市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）と事前・事後に意見交換することを必須要件としています。

【募集期間】 令和3年1月25日（月）～2月15日（月）

※申請方法等の詳細は、裏面をご覧ください。



地域サポート施設の認定申請について

提出書類	① 地域サポート施設認定事業申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 意見交換・説明の概要がわかる議事メモ等（任意様式） ④ 団体概要資料（定款、役員名簿、令和2年度事業計画書・収支予算書、令和元年度事業報告書・収支決算書、パンフレット等） ※ 応募書類の様式は、地域サポート施設ホームページに掲載しています。 URL：https://www.hyogo-certified.jp/tofacilities/	
	提出部数	正本1部（資料はすべてA4サイズ、片面としてください。）
	提出方法	下記の提出先までメール、もしくは郵送してください。なお、提出書類は返却しません。 また、今回の応募にかかる一切の費用は、応募団体の負担とします。
審査等	審査方法	(1) 審査会において、提出書類をもとに内容を審査し、認定の可否を決定します。 (2) 審査結果は、応募者全員に通知します。
	審査基準	業務遂行能力、事業内容の実現性などについて、総合的に評価します。
事業報告等	1 業務の進捗状況報告等については、別途通知します。 2 認定後は、毎年度、県が指定する様式により次年度事業計画書（様式第4号）を提出してください。 3 事業実施期間終了後は、県が指定する様式により事業実績報告書（様式第5号）を提出してください。	
広報等	1 地域サポート施設に認定された施設に対して認定証及びステッカーを交付します。 2 地域サポート施設に認定された施設は、ホームページ等を活用してPRします。	
留意事項	1 審査会において、認定を続けることが不相当と認めるときは、認定を取り消すことがあります。	

【提出先】（※申請書類はこちらに提出してください）

兵庫県老人福祉事業協会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内

TEL 078-221-1120

MAIL r-kobata@hyogo-kenroukyo.jp

【問合せ先】（※内容についてのお問い合わせはこちらまでお願いします）

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課地域包括ケア推進班

TEL 078-341-7711（内線2941）